

○金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻における早期修了のための基準

平成 22 年 3 月 3 日創薬科学専攻設置準備会議承認
平成 24 年 7 月 4 日薬学系領域委員会承認, 平成 24 年 4 月 1 日から適用
平成 25 年 10 月 2 日薬学系領域委員会承認

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻において, 在学期間に優れた業績を挙げ, 修了要件を創薬科学専攻(博士前期課程)にあつては2年未満, 創薬科学専攻(博士後期課程)にあつては3年未満, 薬学専攻(博士課程)にあつては4年未満で満たすことが可能と判断される学生について, 以下の基準により早期修了することができる。

これらの条件を満たす学生のうち, 早期修了を希望する学生については, 主任指導教員が研究科長に推薦する。これを受けて, 教務学生生活委員会が「予備審査委員会」を設置し, 研究における学生の貢献度, 参考論文及びその他の発表論文の内容, 予備審査会における発表と質疑応答等を審査し, 薬学系領域委員会において早期修了の可否を決定する。

なお, 参考論文とは, 学位論文の主たる内容を含み, 早期修了審査申請書類提出時までに査読付きの学術雑誌に採択又は掲載された原著論文を指す。

(1) 創薬科学専攻(博士前期課程)を早期修了する場合

1年以上在学し, 1編以上の参考論文を有すること。ただし, 複数の当該課程学生が同じ原著論文を参考論文として使うことはできない。

(2) 修士課程又は博士前期課程から創薬科学専攻(博士後期課程)に進学し, 創薬科学専攻(博士後期課程)を早期修了する場合

①通算の大学院在学期間が3年以上で, 創薬科学専攻(博士後期課程)在学中の研究成果を記述した1編以上の参考論文, 及び大学院通算で3編以上の論文(参考論文を含む)を有すること。

②通算の大学院在学期間が4年以上で, 創薬科学専攻(博士後期課程)在学中の研究成果を記述した1編以上の参考論文, 及び大学院通算で2編以上の論文(参考論文を含む)を有すること。

なお, 通算の大学院在学期間に算入できる博士前期課程又は修士課程での在学期間は2年間を上限とする。また, 博士前期課程又は修士課程の修了と創薬科学専攻(博士後期課程)への入学の間に期間があいた場合, その期間を在学期間に含めることはできないが, その期間内に掲載された論文は有効とする。

(3) 学校教育法施行規則第 156 条の規定により創薬科学専攻(博士後期課程)に入学し、早期修了する場合

創薬科学専攻(博士後期課程)在学期間が1年以上で、後期課程在学中の研究成果を記述した1編以上の参考論文を有し、かつ、3編以上の論文(参考論文を含む)を有すること。

創薬科学専攻(博士後期課程)在学期間が2年以上で、後期課程在学中の研究成果を記述した1編以上の参考論文を有し、かつ、2編以上の論文(参考論文を含む)を有すること。

(4) 薬学専攻(博士課程)を早期修了する場合

薬学専攻(博士課程)在学期間が3年以上で、在学中の研究成果を記述した2編以上の論文(参考論文を含む)を有すること。